

市議会定例会
3月

24年度予算、23年度補正予算など
41議案を可決・同意

市議会3月定例会が3月1日に開会。平成24年度一般・特別会計予算や23年度一般・特別会計補正予算など市長提案の41議案を審議。原案どおり可決・同意し、3月28日に閉会しました(24年度予算については4・5ページに関連記事)。概要は次のとおり。

補正予算

- ◆一般会計
 - ◆第6号：国の補正予算に伴う防災行政無線(同報系)の整備や豪雪に伴う除雪経費などを追加するとともに、基金・積立金への利子相当額の積立などを補正するもので、歳入・歳出いずれも5億686万円の増額となつています。財源は国・府支出金や市債などの特定財源と、地方交付税などの一般財源を充てています。
 - ◆第7号：豪雪被害を受けた農業用パイプハウスに対する復旧支援のための経費

東舞鶴駅北口市有地利用事業者
優先交渉権者を選定

中心市街地のにぎわいを創出するため募集していたJR東舞鶴駅北口市有地(浜町6番地1、3、024平方メートル)の土地利用事業者の優先交渉権者に、「ジェイアイ西日本不動産開発(株)(尼崎市)」を選定しました。

同市有地は、中心市街地の活性化に寄与する商業施設や娯楽施設(百貨店・総合スーパー、食品スーパーなどで最寄り品を中心とし

た業態を除く)を誘致するために募集していたもので、3月22日の選定委員会(委員長 角野幸博・関西学院大教授、8人)において、事業提案内容や土地賃借申出価格などを審査し、応募事業者3者の中から優先交渉権者を選定した。

今後、4月末までに土地利用に係る基本事項を定めた覚書を締結し、来年春から20年間の事業用定期借地

契約を結ぶ予定です。

◆優先交渉権者 ジェイアイ西日本不動産開発(株)

◆利用提案 家電量販店(ケーブデンキ)

◆土地利用 西日本旅客鉄道(株)所有地(浜町6番地2ほか、3、523平方メートル)も含めた一体的な利用

詳しくは、都市計画課(☎66・1048)へ。

- ◆舞鶴市働く場の創出企業立地促進条例の一部改正
- ◆舞鶴市病院事業の設置等に関する条例の一部改正
- ◆舞鶴市介護保険条例の一部改正
- ◆舞鶴市国民健康保険事業(第3号)：国庫補助金などの収入減と基金繰入金などの増額による財源更正で総額の変更なし
- ◆簡易水道事業(第2号)：9,510万円減額の6億7,835万円
- ◆下水道事業(第3号)：市債の内訳変更に伴う財源更正で総額の変更なし。
- ◆教育委員会委員 佐藤裕之氏(59歳、田中町)
- ◆固定資産評価審査委員会委員 堀口和男氏(65歳、大波下)
- ◆人権擁護委員候補者 藤村由紀氏(68歳、大波上)、山田敏子氏(64歳、西吉原)

「環境にやさしいまち舞鶴」をPR
市公用車に電気自動車を導入

市では、将来に向けて空気がきれいになり、舞鶴にすむための環境にやさしいまち舞鶴のPRを積極的に行うため、電気自動車を導入しました。

今後、公用車として使用するほか、市内のイベントでの啓発活動などにも使用し、「環境にやさしいまち舞鶴」のPRを積極的に行うなど電気自動車の普及に努めます。

◆ラッピングデザインを決定

市民の皆さんに親しまれ、子どもたちが環境にやさしい未来を考えるきっかけとなるようラッピングデザインを募集。応募のあった96作品の中から梅田智久さん(志業小1年。学年は平成23年度)の作品を選定し、採用しました。



▲梅田智久さん(中央)のデザインをラッピングした電気自動車と急速充電器(3月18日)

急速充電器を設置

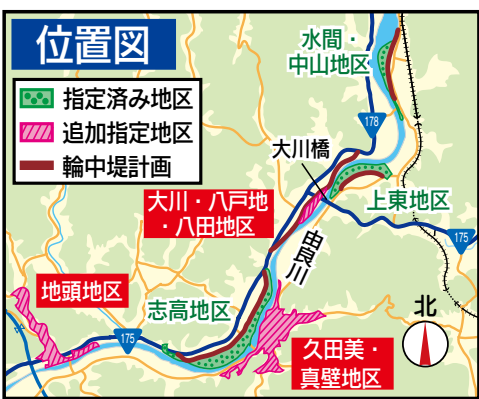
市民の皆さんのほか、舞鶴市に電気自動車で訪れた人など誰でも利用できるよう、市役所本館の玄関横に電気自動車の急速充電器を設置しました。日産自動車(株)から寄贈されたもので、どんな車種の電気自動車でも利用できます。無

地頭、久田美・真壁、大川・八戸地・八田
災害危険区域に追加指定

平成16年の台風23号の災害を踏まえ整備が進む由良川水防対策事業と連携し、地頭地区、久田美・真壁地区、大川・八戸地・八田地区を4月2日に災害危険区域と

して追加指定。住民の洪水害を踏まえ整備が進む由良川水防対策事業と連携し、地頭地区、久田美・真壁地区、大川・八戸地・八田地区を4月2日に災害危険区域と

指定し、住民の洪水害を踏まえ整備が進む由良川水防対策事業と連携し、地頭地区、久田美・真壁地区、大川・八戸地・八田地区を4月2日に災害危険区域と



指定済み地区
追加指定地区
輸中堤計画

水間・中山地区
大川橋
上東地区
大川・八戸地・八田地区
地頭地区
志高地区
久田美・真壁地区

1047)へ。

24年度の固定資産税
納税通知書を送付

市内に土地や家屋などを所有している人に、平成24年度固定資産税の納税通知書を送付します。

土地の住宅特例措置や新築家屋に係る軽減が適用されているかについては同封の課税明細書で確認を。

《土地の住宅特例措置》住宅やアパートなど居住用の家屋が建っている土地(住宅用地)の課税標準額は、一定の要件を満たすことにより6分の1か3分の1に軽減。適用の場合、課税明細書の備考欄に「住宅用地」と表示。

《新築家屋に係る軽減》居住用に新築された家屋は一定期間、固定資産税を軽減(長期)と表示。

市内に土地や家屋を所有している納税者かその代理人(委任状が必要)は、所

2分の1(延床面積120平方メートル以下)に軽減。軽減期間は、3階建て以上の中高層耐火住宅が5年間、その他の住宅が3年間(いずれも長期優良住宅の場合は2年間延長)。適用の場合、課税明細書の備考欄に「新築軽減」か「新

の土地・家屋の価格が比較できるよう、関係帳簿の縦覧ができます。期間は5月1日(火)までの平日、8時30分～17時。場所は税務課。価格に不服がある場合は審査を申し出ることができ、期間は固定資産税の納税通知書を受け取った日の翌日から60日以内。

《課税台帳の閲覧》土地や家屋などの所有者、その代理人、借地・借家人は、土地や家屋などの課税台帳を随時閲覧できます。運転免許証など本人確認ができるものが必要。代理人は委任状、借地・借家人は契約が確認できる書類も必要。

詳しくは、税務課(☎66・1027)へ。

市では、市民の皆さんの健康と安全、地域経済に影響を及ぼさないことを基本に、昨年12月19日(今)年3月23日に冬季の節電対策に取り組みました。

市役所庁舎では、ウォームピスの実施と併せ室温を17℃に設定したほか、照明の間引き点灯やOA機器の省電力設定などの実施により、期間中の平日(9時～21時)における取り組みの実績は、前年同月の使用最大電力を基準として17%～26%抑制

12月19日～3月23日
市役所庁舎 冬季の節電対策
使用最大電力 17%～26%抑制

詳しくは、企画政策課(☎66・1042)へ。